

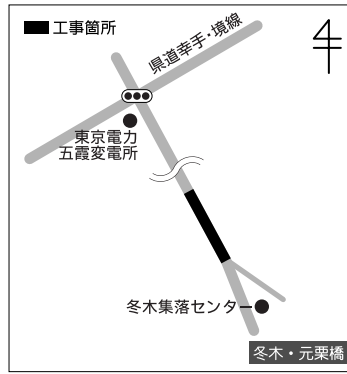
### ■道路工事のお知らせ

(建設環境課)

町道の改良・補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

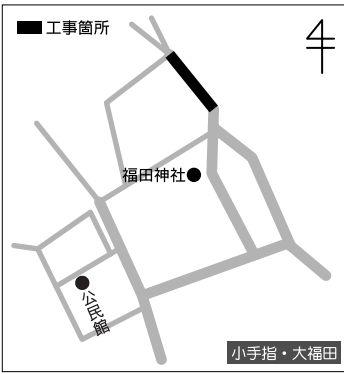
#### 【町道3号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 冬木・元栗橋地内
- 施工業者 ㈱五霞建設



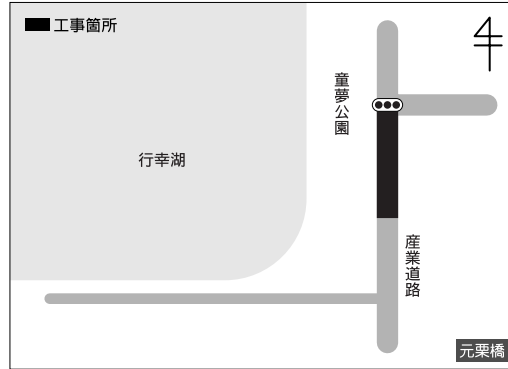
#### 【町道50号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 小手指・大福田地内
- 施工業者 ㈱関口建設



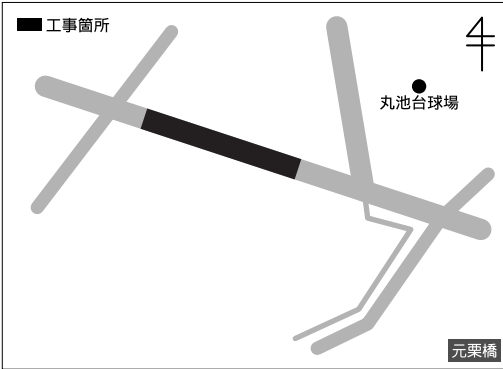
#### 【町道54号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 坂間工業所(株)



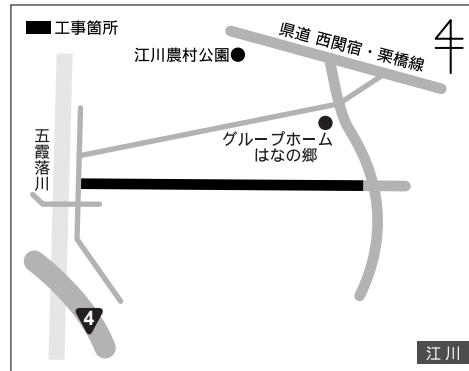
#### 【町道1943号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 ㈱阪東組



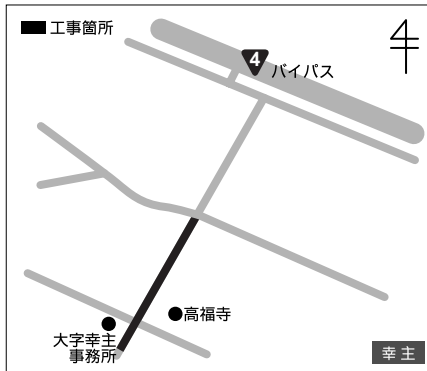
#### 【町道2149号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 江川地内
- 施工業者 ㈱青木建設



#### 【町道2170号線道路舗装工事】

- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 幸主地内
- 施工業者 小沢道路(株)
- 五霞支店



○お問い合わせ  
建設都市計画G (内線291)

## 相談

### ■消費生活相談窓口の開 設日のお知らせ(産業課)

- 開設日 6月21日(月)
- 午前9時から正午まで
- 午後1時から4時30分まで
- 場所 産業課
- お問い合わせ  
地域産業G (内線262)

### ■生活相談のお知らせ

(総務課)

- 隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しております。
- 相談場所
- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所
- ※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。
- ☎(84)3595

### ■人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します

(総務課)

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重

思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。

また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。全国人権擁護委員連合会では、6月に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、次のとおり、特設相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方の相談を受け付けます。

なお、町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方がおります。

- 開設日時 6月14日(月)
- 午前10時から午後3時まで
- 場所 ふれあいセンター
- 人権擁護委員
- ・篠崎 勝 氏
- ・古郡 静夫 氏
- お問い合わせ  
ふれあいセンター
- ☎(84)3595